第4回 児童相談所における一時保護の手続等の在 り方に関する検討会

令和2年12月16日

資料 1

# 一時保護の解除にあたっての手続等に関 する検討事項について

## 目次

1.	一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り	
	方、一時保護の解除後の処遇の決定手続における課題について	3

2. 保護者指導・支援の在り方について

14

## 1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護 解除後の処遇の決定手続における課題について

#### 現状

- (1) 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について
- ○「子ども虐待対応の手引き」(以下「手引き」という。)では、子どもの虐待に関する対応上の留意点として、「子どもが虐待を受けた場合、必要に応じて保護者から一時的に引き離すことがあるが、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになるのであれば、それは子どもの福祉にとって望ましいことである。しかしながら、深刻な虐待事例の中には、子どもが再び保護者と生活をともにすることが子どもの福祉にとって、必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。したがって、家庭復帰できるかどうかの慎重なアセスメントが重要である。また、たとえ家庭復帰できなくても、親子であることを確認し合い、親子関係を再構築するための支援も必要である。」としている。
- この点、令和元年の児童福祉法等の改正法により、子どもの権利保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、 子どもの状況の把握その他の措置により子どもの安全を確保することが児童相談所の業務であることが明確化された。
  - ※児童福祉法(昭和22年法律第164号)
    - 第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
    - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
    - へ 児童の権利保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保 すること。
- 家庭復帰に際してのアセスメントは、手引きにおいて、「子どもと保護者の各種診断結果を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関間における援助体制を組織し、虐待の再発によって子どもの安全が損なわれる危険性が認められない、また保護者が子どもの養育改善と子どもの安全について関係機関と協力して努力を進める、また何らかの問題が発生した場合には速やかに子どもの安全を確保できる体制が用意されていることを確認した上で判断する」こととしており、具体的には、
  - ① 保護者の発言内容の調査確認、② 保護者が約束した行動の確認、③ 親子関係の変化の確認、④ 一時保護前後の家庭環境調査などを行うこととしている。
  - なお、家庭復帰に際しては、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用して客観性を担保することも必要としている。
- また、手引きでは、児童相談所が援助を行うにあたっては、児童相談所専門職員の協議(判定会議において行う)によりその総合的見地から援助方針をたてる必要があり、判定会議には、原則として児童相談所長、各部門の長、各担当者等が参加し、社会診断、心理診断、医学診断、その他の診断等を総合的に検討して総合診断を行い、これに基づき援助方針案を検討することとしている。また、その際、高度に専門的な判断が必要な場合には、児童相談所外部の専門家の意見を積極的に求め、これを十分に踏まえて判定することとしている。

## 1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護 解除後の処遇の決定手続における課題について

#### 現状

- (2)子どもへの説明・意見聴取
- 一時保護解除にあたっての子どもへの説明等について、「一時保護ガイドライン」においては、
  - 家庭復帰する場合、児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を待たせるために、家庭復帰後も相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えることが必要
  - ・ 里親委託や施設入所等へと移行する場合、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な支援が必要などとしている。
- 〇 実態把握調査の結果によれば、措置の決定(決定しないことも含む。すなわち一時保護解除の場面も該当する)に際して子どもの意向 等聴取の手続を設けている児童相談所は82%である一方、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は59%に留まる。
- (3) 一時保護解除後の処遇の決定手続における課題(措置に係る保護者の費用負担)について
- 児童福祉法第27条第1項第3号による入所等措置においては、本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその 負担能力に応じて、必要な費用の全部又は一部を徴収することができるとされており、その基準額は、「児童福祉法による児 童入所施設措置費等国庫負担金について」において定められている。
  - ※例えば、児童入所施設については、生活保護法による被保護世帯等を除いた当該年度分の市町村民税非課税世帯は月額2,200円、市町村民税所得割の額の区分が1,426,501円以上の世帯は措置に係る月額費用の全額を基準額としている(そのほか市町村民税の所得割の金額に応じて負担額が決まる)。
- 一方、入所措置が適当な児童に対して、必要な支援を迅速に行えるようにするという観点から、虐待など保護者から入所の同意をとりにくい場合や保護者の意向と反する場合には、地方自治体の判断で保護者に費用負担を求めないという柔軟な運用ができるようにすべきではないか、という意見もある。
- 〇 実態把握調査の結果では、児童福祉法第27条第1項第3号の措置決定において、「保護者の同意を得るうえで課題となる説明事項は何か」という質問に対し「措置にかかる保護者の費用負担」と答えた児童相談所が約6割(130箇所/219箇所)あった。
- 〇 児童福祉法第28条や第27条に基づく手続について、課題と感じる事項とそれに対する改善策を問う質問に対しても、課題と して「入所措置の保護者負担金を求めることについて、支援関係に支障がある」ことが挙げられ、改善策として、保護者負担 の廃止や児童福祉法第28条の措置の場合の負担の免除、負担金の支払い猶予や分割納付を認めることなどが挙げられた。

## 1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方、一時保護 解除後の処遇の決定手続における課題について

#### 論点

- (1) 一時保護解除にあたってのアセスメントについて
- 一時保護の解除後に重篤な死亡事例が発生したことを受け、近年の死亡事例の検証結果において、一時保護解除時の適切なアセス メントが求められていることも踏まえ、アセスメントの質の向上のために、どのような方策があり得るか。

#### 【子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第16次報告 (抜粋)】

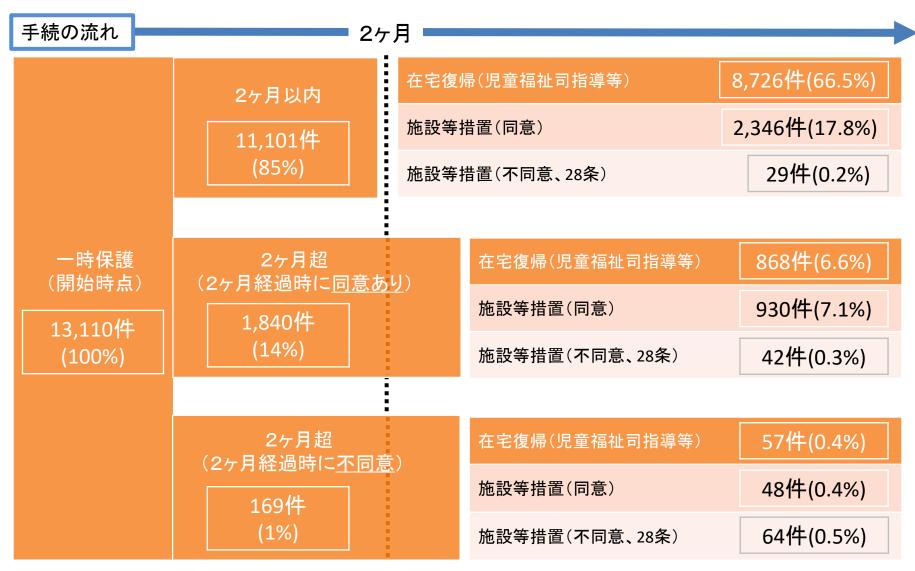
イ 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

第16 次報告では、第15 次報告と比較して心中以外の虐待死事例について「子どもの施設等への入所経験」が「あり」となった割合はやや 増加し、一時保護解除後に子どもが死亡した事例も引き続き確認されている。

一時保護の実施について、児童相談所は市町村からの連絡等により検討する場合があるが、一時保護実施・解除の決定は児童相談所の権限 行使であることから、その判断について児童相談所は、市町村の判断を踏襲するのではなく、改めてアセスメントを実施し、援助の必要性や支援方針等を判断すべきである。

- (2) カンファレンスについて
- 〇 適切な判断、決定が行われるためのカンファレンスの在り方をどう考えるか。
- (3) 児童の意見表明について
- 一時保護解除に当たり、解除後の処遇について児童の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組み、解除時に一時保護中の処遇 について児童からアンケートをとること等についてどう考えるか。
- (4) 一時保護解除後の処遇の決定手続における課題(措置に係る保護者の費用負担)について
- 他制度や一般子育て家庭との負担の公平性が担保されなくなる可能性があることから、措置に係る保護者の費用徴収が行われているが、その在り方についてどのように考えるか。

### 一時保護解除後の処遇(手続フロー毎)について(実態把握調査より抜粋)



【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

### 家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストについて(児童虐待対応の手引きより抜粋)

FF.	名		家庭復帰の適否を判断する 再統合対象者	t=8	ħΦ	)Ŧ	I,	ック	リスト			
(	П		)( )				100	入	B(	年	月	В
		チェックの視点	チェック項目(該当欄にOをつける)	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明		幹記事	Щ	
経	τ	交流状况	面会・外泊等を計画的に実施し、軽温が 臭好である				Г					
過	2	施設等の判断	変数、星観等が家庭引取りを進めること が適切だと考えている									
	3	東京本装画 中央を任める 200	家庭復帰を望んでいる(真の希望でない 場合は●)	Г		П	Г					
	4	家庭復帰の希望 保護者への思い、 受着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定 した自然な接触ができる	r	Г		Г					
子と	6	健康・発育の状況	成長・発達が順調である	Γ								
ŧ	6	対人関係、情緒の 安定	3.55分割的 対人関係や集団適応に問題は なく、情緒面は安定している 4.534日 主たる保育者との関係におい									
	L	et in Ask k	て問題はなく、情緒面は安定している	L	L	L	L	L				
	7	N児本装当 リスク回避能力	曲将の再発等危機状況にあるとき、相談 するなどして危機回避ができる									
	8	引取りの希望	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●)									
	9	虚特の事実を認め ていること	虚待の事実を認め、問題解決に取り起ん でいる									
	10	子どもの立場に 立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子 育てができる									
保護者	11	衝動のコントロー ル	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロー ルできる									
	12	精神的安定	精神的に安定している(必要に応じて医療 機関とのかかわりがもてる)									
	13	養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、 適切な養育ができる									
	14	関係機関への援助 関係構築の意思	見金相談所や地域の関係機関と良好な相談 関係が存て、適宜必要な援助が求められる									
	15	地域、近隣におけ る孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる									
家庭	16	親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる									
環境		生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的 に確保されている									
	18	子どもの心理的居 場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心 理的な居場所がある									
地	19	地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されて いる									
域	20	地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が 連携して支援が行える									
		評価	A 家庭復得を進める B 家庭復得に課題あり C 家庭復帰は不可									

#### 家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト 記入上の着眼点

#### チェックリストの使用にあたって

このチェックリストは、入所措置(型機要託)中の子どもについて、家庭機局を検討する段階を超えた時 に、最低限揮さえておくべき項目を整理したものです。 整眼点を参考にそれぞれの項目を4段階でチェックし 取り整く環境も含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的にしています(年齢に応じて使い 分ける項目があります)。 フェックを行うにあたっては、各種の情報を停祉し、児童相談所として共通確認 することはももろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子だもと目的的に接している意識(埋 類)や、映映の関係機関と協議して共通理解を図るよう心がにてください。

チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではなく、否定的にチェックされた項目については、虚容が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを書じることができるかどうかが、家庭復帰を判断する上で重要になります。「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる。というような機能的な抜い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断する道具として使用してください。

なお、本チェックリストの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが確 設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれ 、の時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

- ◇ なお、児童虐待対応のためのアセスメントシートとしては、主に①一時保護決定に向けてのアセスメントシート(第2回資料1参照)、②児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール、③家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの3点がある。

## 各種手続における子どもの意向等の聴取について(実態把握調査より抜粋)

- 以下の各手続において、子どもの意向等を聴取し、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか。

	(i) 意向等聴取の手続を設けている	(ii) 意向等を考慮・反映する手続を設けている
①一時保護、指導等の決定(一時保護、指導等をしないことの決定を含む)	170 (78%)	111 (51%)
②入所措置等の決定・変更(入所措置等をしないことの決定を含む)	179 (82%)	129 (59%)
③一時保護、施設・里親家庭等での生活状況	183 (84%)	141 (64%)
④措置の解除	176 (80%)	123 (56%)

#### ○ 具体的な子どもの意向等の聴取方法、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか

(i)意向等を聴取する具体的な方法	○聴取方法 ・児童福祉司、児童心理司、施設職員との面接により確認 ・権利ノート・はがきを渡して利用方法を説明 ・意見箱の利用 ・年齢や状態により、弁護士による意見聴取の機会を設ける ・一時保護や入所時に、口頭、文書、児童権利ノートによる説明を実施した上で意向確認を行う ○聴取結果の記録 ・児童記録票、援助指針票、自立支援計画、判定・援助方針会議録などに「児童の意向」欄がある ・文書フォーマットに「児童の意向」欄がある
(ii)意向等の考慮・反映を担保する具体的な方法	・書類や記録に「児童の意向」欄を設けて記載する ・児童からの聴取内容を児相内の会議で共有・考慮する ・権利ノートを配布している ・訪問調査や児童に対するアンケートで把握 ・意見箱を設置している ・一時保護や措置の際、口頭や文書で児童本人同意を得ている ・児童福祉審議会等に諮問している ・競員への意識付け・啓発等 ・アドボケイト事業を施行運用している ・施設や里親に対し、配慮の上、子どもの意向を伝達する

## 各種手続における子どもの意向等の聴取について(実態把握調査より抜粋)

■ ◇ 意向等の聴取、意向等の考慮・反映における課題としては、「意見表明できない児童の意向確認の方法」、「児相 職員や施設職員は中立的立場でないこと」、「必ずしも児童の意向が反映できないこと」、「聴取側の体制不足」な どが挙げられた。

#### ○ 具体的な子どもの意向等の聴取や意向等の考慮・反映における課題等

意向等の聴取における課題等	・意見を表明できない(しづらい)児童の意向確認の方法 ・児童相談所職員や施設職員が聴き取ると中立的な立場ではない ・具体的な意見聴取方法について通知やフォーマット等を定めるべき ・聴き取った児童の意向が必ずしも反映できず、その後の本人への説明や納得に時間を要したり、説明が十分でないこともある ・担当児童福祉司の力量等に左右される ・児童が面会を拒否する場合に意向の確認が困難 ・弁護士等の第三者の資源を増やすべき ・聴き取った児童の意向が真意とは限らない ・今後、より意見を表明しやすい仕組みを構築する必要がある。
意向等の考慮・反映における課題等	・必ずしも児童の意向を組んだ決定にならないこと、その場合の説明方法 ・児童の意向に沿うことが子どもの福祉になるとは限らないこと ・資源が足りないことがある ・確認した意向を反映する仕組みがない ・児童の状況に応じて意見聴取をしているがシステムとして行っているわけではない ・聴取側の体制が不足している

## 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の措置に係る費用の支弁について

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一~六(略)

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用(国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。)

七の二~九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで及び第九号を除く。)及び第五十一条(第四号、第七号及び第八号を除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、制令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

#### 第五十六条

2 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一 条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その 費用の全部又は一部を徴収することができる。

#### (参考)児童福祉法コンメンタール(概要)

- 児童福祉法による措置及び保育の実施は、貧困ということを必ずしも必要な要件とせず、貧富にかかわらず要保護という要件に 該当すれば、都道府県または市町村が福祉の措置もしくは保育の実施をとるというきわめて積極的な概念として把握されている。したがって措置に要した費用については、その負担能力に応じてその費用の全部または一部を徴収することとしており、保育の実施においては、保育費用を基礎として、家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて定める額を徴収することとしている。
- 〇 費用の徴収は、本人またはその扶養義務者の負担能力に応じてその費用の全部または一部を徴収するのであるから、本人また はその扶養義務者の収入額に応じて費用の徴収額を定めるべきであり、かつ実質的な生活程度ないし生活水準を勘案して負担の 公平を図るべきである。
- 費用を徴収することは、それぞれ主務大臣、都道府県の知事または市町村の長の義務である。

## 児童福祉法第56条第2項と同様の規定がある法律の例

●身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

(費用の徴収)

- 第三十八条 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第二項の規定により 障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援 施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者 又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費 用の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 市町村により国の設置する障害者支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
- 3 厚生労働大臣又は市町村長は、前二項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該身体障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該身体障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。
- ●知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)

(費用の徴収)

- 第二十七条 第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
- ●老人福祉法(昭和38年法律第133号)

(費用の徴収)

- 第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。
- ●母子保健法(昭和40年法律第141号)

(費用の徴収)

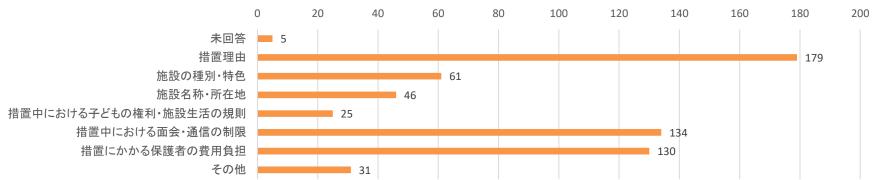
- 第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
- ※上記の制度においても、負担能力に応じて、措置等を受ける当人や扶養義務者から、措置等にかかる費用を徴収している。

## 児童入所施設の徴収金基準額

階層 区分	所得割課税額	徴収金基準額 (月額)	階層 区分	所得割課税額	徴収金基準額 (月額)
A 区分	生活保護世帯等	0円	D5区分	9万3,001円 ~ 17万7,300円	29,000円
B 区分	市町村民税非課税世帯	2,200円	D6区分	17万7,301円 ~ 25万8,100円	月額費用全額 (上限額 4万1,200円)
C 区分	市町村民税所得割課 税世帯(所得割なし)	4,500円	D7区分	25万8,101円 ~ 34万8,100円	月額費用全額 (上限額 5万4,200円)
D1区分	~ 9,000円	6,600円			
D2区分	9,001円 ~ 2万7,000円	9,000円			
D3区分	2万7,001円 ~ 5万7,000円	13,500円	D14区分	122万5,501円 ~ 142万6,500円	月額費用全額 (上限額19万1,200円)
D4区分	5万7,001円 ~ 9万3,000円	18,700円	D15区分	142万6,501円 ~	月額費用全額

### 措置決定において親権者等の同意を得る上で課題となる説明事項について(実態把握調査より抜粋)

- 〉 施設入所等の措置決定において、親権者等の同意を得るうえで課題となる説明事項としては、「措置理由」、 「面会・通信制限」、「措置にかかる保護者の費用負担」などが多かった。
- 児福法第27条第1項第3号の措置決定において、親権者等の同意を得るうえで課題となる説明事項は何か(各児童相談所3つまで回答)



- 児童福祉法第27条第1項第3号の措置決定において、親権者等の同意を得るうえで課題となる説明事項の「その他」の主な回答内容
  - 措置後の見通しについて納得が得られない
  - ・措置に伴う手当の支給停止や生活保護受給額の減額への抵抗感
  - ・親権者等の感情面での理解・納得
  - ・保護者指導(医療機関受診、就労等)への同意
  - ・施設入所への抵抗感
- 〇「児童福祉法第27条・第28条の入所措置の保護者負担金を求めることについて、支援関係に支障がある」という課題に対する改善策の主な回答
  - 保護者負担金制度の廃止(全額公費負担化)
  - ・虐待ケースの場合や28条措置の場合は保護者負担金を無料にする
  - ・支援関係に支障がある場合には、保護者負担金の免除を可能とする
  - 保護者負担金の軽減や支払い猶予、分割納付を認める
  - ・保護者負担金徴収のための職員増等

#### 現状

- (1) 児童相談所及び市区町村における保護者支援・指導の在り方について
- 平成28年の児童福祉法等の改正法(以下「H28改正法」という。)において、国、都道府県、市区町村の役割と責務が明確化され、市区町村は、児童の身近な場所における継続的な支援を、都道府県は、市区町村への助言・援助、一時保護・施設入所等措置など専門的な知識・技術を要する支援及び広域的な対応を、国は、児童が適切に養育される体制の確保、助言、情報の提供を行うこととされた。
- H28改正法においては、このほか以下のように都道府県及び市区町村の権限等を規定。
  - ・ 児童相談や子育て支援により対応すべきケースについて、児童相談所から市区町村への送致を新設
  - ・ 児童相談所による指導措置(通所・在宅)について、委託先として市区町村を追加。
  - 親子関係再構築支援について、児童相談所、市区町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化。
- この点、「『市区町村子ども家庭総合支援拠点』設置運営要綱」においては、
  - 市区町村子ども家庭総合支援拠点(以下「市区町村拠点」という)と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこと
  - 都道府県(児相)の措置による委託を受けて、保護者の支援・指導を行う場合、児相と情報を共有し、参考となる事項を詳細に把握するとともに、児相と市区町村の役割を明確にし、協働して支援計画を作成し共有すること、指導等についても、頻回に児相と情報を共有し、その有効性を判断すること、必要に応じ、児相から当該家庭に対して市区町村による支援等に関する理解を促す対応を行うよう児相と協議を行うこと
  - ・ 児相は、一時保護等を解除した後の子ども等が、安定した生活を継続していくために、解除前の段階から、市区町村拠点に必要な情報を提供するとともに家庭復帰について協議することが必要

など、児相と市区町村の協働について示している。

- 〇 もっとも、平成30年度の児童相談所の相談対応件数は、594,856件(うち虐待相談対応件数は162,078件)、市区町村の相談対応件数は、418,312件(うち虐待相談対応件数は128,816件)あるが、
  - ・ 都道府県から市区町村への指導委託の件数は97件、都道府県から市区町村への送致件数は4,304件
  - ・ リスクアセスメントシートを児童相談所と市区町村で協働運用しているのは、児童相談所の65.3%、市区町村の47.8%
  - ・ 市区町村への事案送致について、判断基準も意思決定の手順も明文化されていないと回答したのが児童相談所の約7割となっている。
- また、一時保護された児童が解除後にそのまま家庭復帰する割合は、実態把握調査によれば約7割であり、そのうち9割が2ヶ月未満の一時保護後に家庭復帰している。また、平成30年度に措置が解除された児童は6,762名おり、措置解除の理由として最も多いのは「家庭環境の改善」によるものであることから(約5割)、措置が解除された児童のうち半数弱の児童が家庭復帰しているものと考えられる。ただし、平成25年度から平成30年度にかけて、措置が解除された児童数全体に占める家庭環境改善を理由として措置が解除された児童数の比率は低下している。
- 国としては、これまで、主に以下の取組を実施。
  - 都道府県・市区町村の共通リスクアセスメントシートの作成(平成29年度調査研究事業)
  - 児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引きの作成(令和元年度調査研究事業)
  - ・ 市区町村に専門的技術的助言・指導等を行う児童相談所OB等の非常勤職員の配置に係る費用の補助
  - 自治体間において児童記録票等の情報の共有が可能となるシステムの整備
  - ・ 児童相談所の市区町村担当の児童福祉司の必置化(令和元年児童福祉法施行令改正、令和4年4月1日施行)

### 現状

- (2) 保護者支援プログラムの活用促進について
- 保護者支援プログラムは、明確な定義は有しないが、家族再統合に向けた保護者支援を行う方法のひとつであり、保護者の養育スキルの向上や保護者の物事のとらえ方、行動に変化をもたらす機能をもつものとされる。
- この点、児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況(令和元年度調査研究報告書より)は、以下の通り。
- ① 全国の125箇所の児童相談所のうち、保護者支援プログラムを実施している児童相談所は約7割。適用ケース数の平均値は年間 13件、中央値は5件である。また、虐待相談に対して利用しているプログラム数の平均値は3.1プログラム、中央値は2プログラムと なっている。
- ② 保護者支援プログラムを取り入れている児童相談所におけるプログラム実施について、
  - 「既存プログラム」が63.2%、「既存プログラムを参照してアレンジを加えているプログラム」が47.1%
  - ・ 「既存プログラム」の実施について、「児相職員が実施」している割合は52.9%、「外部機関との連携で実施」している割合は21.8%
- ・ 児童相談所内で利用されている場合に、既存のプログラムとして利用されているのは、「コモンセンスペアレンティング」、「精研式ペアレントトレーニング」、「CARE」が多い。
- ③ 既存プログラムをそのまま使わず、参照している場合の理由としては、「プログラムの回数を減らすため」、「ケースと適切にマッチングする既存プログラムがないため」、「参加中のプログラムの途中離脱を防ぐため」の順で多い。また、外部機関に協力を求めている理由としては、「児童相談所よりも良い関係の下で保護者にプログラムを受講させるため」、「児童相談所職員の業務時間をプログラム実施に割けないため」、「児童相談所内にプログラムを実施できる職員がいないため」の順で多い。
- ④ 実施しているプログラムの課題としては、「業務量に対して職員数が不足している」、「プログラムを実施できる資格をもった職員がいない」、「プログラムの回数が多い」などが多く、同様に、過去にプログラム導入を断念、もしくは運営を中止した理由としても、「業務量に対して職員数が不足している」、「プログラムを実施できる資格を持った職員がいない」、「参加者のプログラム途中離脱率が高い」が多かったが、「プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない」などの回答もあった。
- なお、令和元年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所は、児童虐待を行った保護者に対して、児童福祉司指導を行う場合に は、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うべき旨の努力義務が規定されている。
  - ※ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項 第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行 うよう努めるものとする。

2~7 (略)

#### 現状

- (3) 保護者指導における司法関与の在り方について
- 児童福祉法では、従来、同法第28条第1条第1項第1号若しくは第2号ただし書又は第2項ただし書の承認(以下「措置に関する承認」)の申立があったときに、承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、家庭裁判所は当該指導措置を採るよう都道府県に対し勧告をすることができるとされていた(以下、保護者への指導措置に関する裁判所から都道府県への勧告を「保護者指導勧告」という。)。
- 〇 平成29年の児童福祉法改正においては、措置に関する承認の申立があった場合(審判前の段階)にも、保護者指導勧告をできることとし、さらに、当該勧告を行った上で、却下の審判を行う場合においても、保護者指導勧告ができることとした。
- もっとも、改正法の施行(平成30年4月)前後で、措置に関する承認の審判時に保護者指導勧告が出された件数に変化はなく、また、 改正法で拡大された審判前や却下審判時の保護者指導勧告の件数を含め、実績に乏しい状況。
  - ※ 保護者指導勧告の件数(最高裁判所事務総局家庭局による実情調査)

審判前の勧告: 2件(平成30年) → 12件(令和元年)

承認の審判時の勧告: 36件(平成29年) → 37件(平成30年) → 29件(令和元年)

却下の審判時の勧告 : O件(平成30年) → 7件(令和元年)

- 〇 この点、実態把握調査において、保護者指導勧告について、効果が見られた例を回答した児童相談所(11箇所)と効果が見られなかった例を回答した児童相談所(9箇所)が同数程度であり、
  - 効果が見られた例としては、保護者は納得しやすくなるし、児童福祉司にとっては指導がやりやすくなること
- ・ 効果が見られなかった例としては、勧告を受けた保護者の行動変容がなかったこと が挙げられた。

また、保護者指導勧告の課題として、

- 事例が報告された児童相談所からは、相談所の方針と異なる内容の勧告が出されること
- ・ 事例が報告されていない児童相談所からは、裁判所から直接保護者に指導を受けるよう指示される訳でないため効果がないことが挙げられた。
- また、実態把握調査において、現行の裁判所の勧告制度に加え、さらに裁判所の関与を強化すべきかという質問に対しては、強化するべきという回答(42%)と強化する必要はないという回答(39%)がほぼ同率であった。

#### 現状

- 平成28年に行われた「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」では、
  - 児童相談所による指導が、親権行使の態様への介入に該当するような場合には、親権の在り方について後見的な役割を負う家庭裁判所が関与する仕組みを導入し、児童相談所長等の申立てにより、家庭裁判所が保護者が従うべき養育環境の改善計画を作成し、保護者に従うよう命じる仕組みが考えられる

#### との指摘があった一方、

- 裁判所による家庭への過度の介入となる危険を防ぐ方法がなく、憲法上の制約がある
- ・裁判所が生活実態等を踏まえて、虐待の事実や保護者指導の具体的内容の認定・判断を行い、保護者に命令することは制度的な限界がある

#### などとの指摘もあった。

また、令和2年8月の全国児童相談所長会からの要請においては、保護者指導に保護者が応じない場合、裁判所から直接保護者に対し、児童相談所の指導に従うよう勧告等がなされる仕組みについて、審判の運用状況を確認し、現場の意見を十分に聞きながら、検討を行うことが要請されている。

#### (4) 保護者指導勧告の活用促進について

- 〇 (3)でも記載したとおり、これまで保護者指導勧告が出された件数は多くなく、活用実績には乏しい状況であり、活用した事例がない児 童相談所も一定数あるものと考えられる。
- このため、令和元年7月には、「児童福祉法第28条に基づく審判前の勧告等の活用事例について」(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)を発出し、審判前や承認の審判時の保護者指導勧告が出された事例に関し、ケースの概要や勧告を求めた背景を含めて、周知を図った。
- 他方、保護者指導勧告については、統一的な方法やマニュアルは示していない。

#### 論点

- (1) 児童相談所及び市区町村における保護者支援・指導の在り方について
- 児童相談所による保護者指導・支援の現在の状況をどのように評価するのか。
- 保護者指導・支援の質の担保のため、主体(都道府県、市町村)や指導委託の在り方をどのように考えるか。
- 保護者指導・支援の質を担保する方策についてどのように考えるか、保護者支援プログラムの活用(※)についてどう考えるか。
  - (※) 保護者支援プログラムを活用するにあたっては、さらに以下の様な点を検討すべきではないか。
    - 子どもの状態像に応じた保護者支援プログラムのマッピングと地域毎に現状どの程度の資源があるかの把握
    - ・ 外部のプログラム実施団体の活用促進
    - 児童福祉司によるプログラムへの理解の向上とアセスメントへの活用
    - 市町村の体制強化
- (2) 保護者指導における司法関与の在り方について
- 平成29年改正で対象場面が拡大した保護者指導勧告についてどのように評価するか。
- 平成29年改正後の制度の利用実態を踏まえ、保護者指導における司法関与の在り方についてどう考えるか。
- 現状の保護者指導勧告制度の活用促進のための方策についてどう考えるか。

### 親子の再統合に関する法令・通知等の記載

- 〇 親子の再統合については、児童虐待防止法第4条第1項において、「児童虐待を行った保護者に対する親子再統合の促進への配慮 その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するため に必要な配慮をした適切な指導及び支援を行う」こととされ、その促進が求められている。
- また、「児童虐待対応の手引き」においては、
  - 家族の再統合を広義に捉え、親子の生活形態に応じた様々な支援と考えることが、実態を反映している。具体的には、施設措置等によって親子分離の生活形態となった親子が再び一緒に暮らすことを目指す支援もあれば、当面、親子が一緒に暮らす見通しはないものの、親子としての関係性を再調整して発展させていく支援までを含んで「親子の再統合」と理解することが適当であろうなどとしている。
  - 家庭復帰を目標とする事例については、家族の中で、今何が問題とされ、子どもの安全・安心、そして、健全な養育のための課題はなんであるのか、それらの課題を解決し、達成するためには誰が、何をどうしたらよいのかを支援者と家族、ファミリーグループで十分話し合い、家庭復帰までのロードマップ(支援プラン)を作成することが大切」であり、作成過程においては、「児童相談所は家庭復帰の具体的な条件を家族に明確に示さなければならないとしている。
  - ・ 他方、家庭復帰は困難だが、親子の交流が可能な事例では、たとえ親子が離れていても、親子関係を育んでいくことの意義を保護 者に丁寧に説明することで、「今できる、親としての役割」を果たすように支援をしていくことが必要としている。
- 再統合における支援対象としては、①子どもに対する支援、②保護者に対する支援、③親子関係に対する支援、④親族等に対する 支援などの領域が考えられ、地域関係機関との支援ネットワーク作りを絡めながら、これらの領域が重層的、複合的に進展することで 再統合が展開される。

## 保護者への指導・支援について

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じた児童虐待の発生予防・早期発見、 被虐待児童にかかる親子関係再構築支援

## 市町村

虐待の未然防止や早期発見のため、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等による支援を行う。

<主な財政支援策(国庫補助事業)>

#### ◆産婦健康診査事業

出産後間もない時期の産婦に対して、健康診査を行い、検査の結果を 踏まえ、必要に応じて産後ケア事業の実施や、訪問指導等を行う。

(684市区町村で実施(令和元年度))

#### ◆産後ケア事業

退院直後の母子に対して、育児に関する指導や育児サポート等を行う。 (941市区町村で実施(今和元年度))

◆子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健 指導等を行う。 (1,288市区町村、2,052箇所(令和2年4月1日時点))

◆乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みに関する相談、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言等を行う。 (1.710市区町村、883.578世帯(平成29年度))

◆地域子育て支援拠点事業

子育で中の親子が気軽に集い、相互交流や子育での不安・悩みを相談できる場を提供する。

一般型 : 6,674箇所(令和元年度)連携型 : 904箇所(令和元年度)

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。

(1,370市区町村、280,824件(平成29年度))

### 児童相談所

◆児童福祉司指導等による保護者への指導・支援の着実な実施

児童相談所における対応件数(重複回答あり)

【平成30年度福祉行政報告例】

	面接指導	児童福祉司指導	施設入所· 里親等委託等	その他
児童虐待相談	143, 957	3, 436	4, 641	10,044

- ○具体的な実施方法 (例)
  - ・児童相談所への来所によるカウンセリング
  - ・家庭訪問による指導
  - ・学校や保育園などの在籍機関への訪問による子どものカウンセリング
  - ・保護者の課題の解消や養育能力の維持・向上のための働きかけ
  - ・関係機関との連携による当該家庭の情報共有及び同行訪問や面接への同席等
  - ・施設入所中の親子に対して家庭復帰に向けた指導
  - ・保護者支援プログラムを活用した保護者への支援
- ○保護者支援プログラムの普及
  - ・児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブックを作成 (平成25年度)
  - ・児童相談所においてプログラムを用いた保護者支援を効果的に行うために 有用な情報等について調査研究を実施(平成29年度)
- ○民間団体等も活用した家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施 (69自治体中12自治体 (平成31年4月1日現在))
- ◆保護者指導の実施に係る財政面における支援策 児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対す
  - カウンセリングを実施するなど、親子関係再構築への取組を進める。

(69自治体中60自治体で実施(平成30年度))

## 市町村への指導委託・市町村送致の実績

### 1. 児童相談所による市町村への指導委託の状況(相談の種類別)

		平成29年度	平成30年度
市町村指導委託※		42	97
	養護相談	33	82
	うち児童虐待相談	30	66
	障害相談	1	_
	非行相談	1	1
	育成相談	7	2
	その他の相談	_	12

#### 2. 児童相談所による市町村送致の状況(相談の種類別)

		平成29年度	平成30年度
市町村送致※		2, 090	4, 304
養護相談		2, 044	4, 248
うち児童虐待	寺相談	1, 807	3, 721
障害相談		27	20
非行相談		5	4
育成相談		6	17
その他の相詰	<b></b>	8	15

<sup>※</sup>平成28年改正法により創設。市町村指導委託は公布日施行(平成28年6月3日)、市町村送致は平成29年4月1日施行。

## 児童相談所と市区町村との協働のための仕組みの整備状況

- ◇ 協働の前提となるリスクアセスメントシートの運用は、児童相談所の94.6%、市区町村の61.9%が「運用している」 一方、児童相談所と市区町村で協働運用しているのは、児童相談所の65.3%、市町村の47.8%に留まった。
- ◇ 児童相談所への事案送致、市町村への事案送致のいずれも、全体の約7割が、判断基準も意思決定の手順も明文化されていない。

設問 7 リスクアセスメントシートの運用をしていますか?

設問 10 リスクアセスメントシートを市区町村と児相間で共通利用しているか?

児相		Q7.リスクアセスメント運用			
		運用あり	運用なし		
010	共通利用あり	98(65.3%)			
Q10	共通利用なし	44(29.3%)	8(5.3%)		

市区町村		Q7. リスクアt	Zスメント運用
	_ ,,,	運用あり	運用なし
010	共通利用あり	276(47.6%)	
Q10	共通利用なし	83(14.3%)	221( 38.1%)

#### 児童相談所から市区町村への事案送致について

設問 17 判断基準は明文化共有されているか?

設問 18 意思決定の流れは明文化共有されているか?

児相	市区町村	Q17			
		判断基準明確	判断基準不明確		
Q18	意思決定 プロセス明確	185 (25.3%)	12 (1.64%)		
QIO	意思決定 プロセス不明確	26 (3.56%)	507 ( 69.4%)		

#### 市区町村から児童相談所への事案送致について

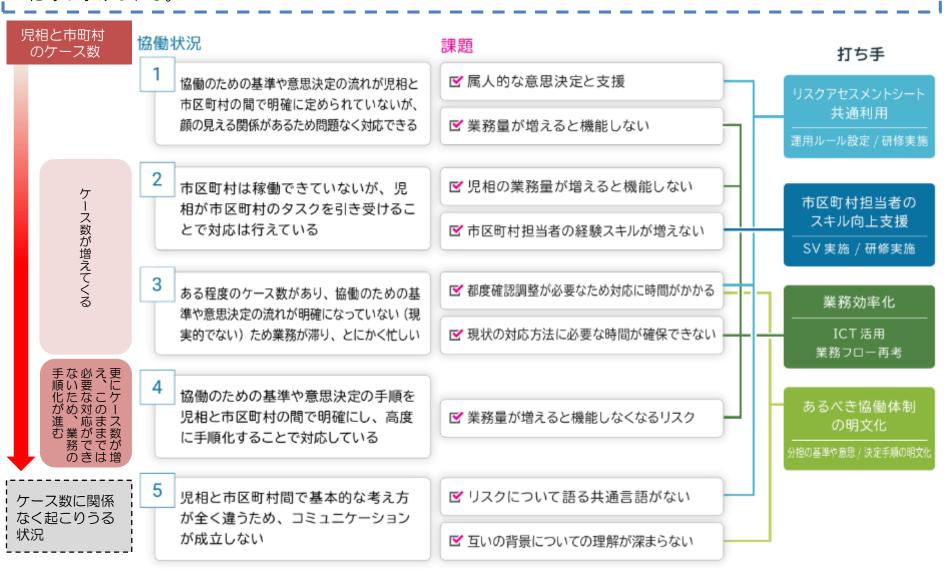
設問 21 判断基準は明文化共有されているか?

設問 22 意思決定の流れは明文化共有されているか?

市区町	村り児相	Q2	21
7018		判断基準明確	判断基準不明確
Q22	意思決定 プロセス明確	168 (23.0%)	16 (2.19%)
QZZ	意思決定 プロセス不明確	24 (3.29%)	522 (71.5%)

## 児童相談所と市町村の協働状況とその課題及び対応

◇ 令和元年度の調査研究の結果によると、児童相談所と市町村の協働状況は、支援者一人あたりのケース数の増加に 応じ一定の類型に分かれ、そこで生じる課題も異なるが、複数の課題に共通する対応策として、リスクアセスメント シートの共通利用の運用ルール設定、市区町村担当者の資質向上、ICT活用、児相・市町村の分担の基準や手順の明文 化等が挙げられる。



## 都道府県・市区町村間のICT活用に関する国の取組(要保護児童等に関する情報共有システムについて)

#### 背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が 不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、**転居した際に自治体間で的確に情報共有を行う**とともに、**児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、 日常的に迅速な情報共有を行う**ことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

#### 内容

- 全国統一のシステム開発 (令和2年度予算:7.8億円(全額国費))
- **自治体におけるシステム改修費用**等の補助 (令和2年度予算:183億円の内数(児童虐待·DV対策等総合支援事業))

【補助基準額】1自治体当たり40,000千円(上限額) 【補助率】 国:1/2、都道府県、市区町村:1/2

#### 事業イメージ 情報共有システム ※ LGWAN-ASP(LGWAN(自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク)を介して、 自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み)を活用 【A県】 【B県】 都道府県・市町村が ケース記録を共有 (日常的に情報共有 転居した場合、 を行うことが可能) ケース記録を共有 (転居先の自治体 における迅速な 対応が可能) 児童相談所 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村 (都道府県) (都道府県) (※) 各自治体において、情報共有システムを円滑に利用できるよう、 現在、業務に使用しているシステムの改修等を実施





#### 全国統一のシステムの開発

・ケース記録の情報共有のために 各都道府県が利用する全国統一 のシステムを開発



厚牛労働省

## 一時保護解除後に家庭復帰した児童数

- 実態把握調査の結果によると、 平成31年4月1日から令和元年7月末までの間に一時保護が終了したケース(13,110件)のうち、在宅復帰に至ったケースは約7割(9,651件)であり、そのうち、 $2 \times 5$  ヶ月以内に一時保護が終了したものが9割(8,726件)、 $2 \times 5$  月を超えて一時保護したものが1割(925件)である。
- 参考として、上記を年間の件数(※)に換算した場合、

・一時保護が終了したケース : 39,330件(100%)

・ うち在宅復帰に至ったケース : 28,935件 (73.6%)

・ うち [2ヶ月以内の一時保護ケース : 26,178件 (うち66.6%) 2ヶ月を超える一時保護のケース : 2,775件 (うち 7.1%)

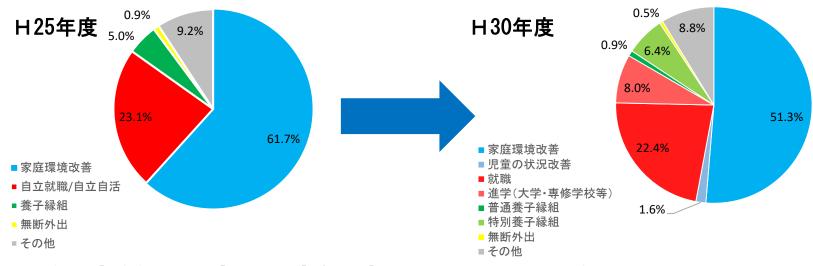
#### (※) ローデータを3倍したもの



## 施設等を退所した児童数の総計と理由の内訳(平成25年度・平成30年度比較)

- 措置解除の理由として最も多いのは家庭環境の改善であり、平成25年度、平成30年度双方で5割を超える。
- 〇 ただし、平成25年度から平成30年度にかけて、措置が解除された児童数は減少しているが、家庭環境改善を理由として措置が解除された児童数についてはそれ以上に減少が大きい。

H25年度措置解除理由	H25年度措置解除児童数	H30年度措置解除理由	H30年度措置解除児童数
●家庭環境改善	4, 401人	①家庭環境の改善	3, 469人
	1	②児童の状況改善	111人
❷自立就職/自立自活	1,650人	③就職	1,515人
	I	④進学(大学・専修学校 等)	542人
<b>❸</b> 養子縁組	356人	⑤普通養子縁組	62人
	ı	⑥特別養子縁組	435人
<b>④</b> 無断外出	67人	⑦無断外出	36人
<b>5</b> その他	658人	<b>⑧その他</b>	592人
<b>6</b> 全体	7, 132人	9全体	6, 762人
<b>O</b> ÷ <b>6</b>	61. 7%	①÷⑨	51.3%



## 施設等を退所した児童数の総計と家庭環境の改善を理由に施設等を退所した児童数 (平成25年度・平成30年度比較、自治体別)

○ 家庭環境の改善を理由に施設等を退所した児童数(A)と施設等を退所した児童数の総計(B)を比較し、その比率を自治体別に見たところ、全体として施設の退所児童数は減っているものの、個々の自治体毎に比率及びその増減の状況はさまざまであった。

【家庭福祉課調べ】

			H30年度			H25年度	
		Α	В	A/B	Α	В	A/B
1	北海道	110人	245人	44. 9%	136人	282人	48. 2%
2	青森県	34人	73人	46.6%	53人	90人	58.9%
3	岩手県	31人	79人	39. 2%	41人	84人	48.8%
4	宮城県	20人	53人	37. 7%	17人	31人	54.8%
5	秋田県	12人	22人	54.5%	10人	32人	31.3%
6	山形県	9人	45人	20.0%	14人	43人	32.6%
7	福島県	31人	77人	40.3%	39人	76人	51.3%
8	茨城県	49人	105人	46.7%	93人	153人	60.8%
9	栃木県	70人	133人	52.6%	49人	90人	54.4%
10	群馬県	59人	104人	56.7%	68人	102人	66. 7%
11	埼玉県	153人	278人	55.0%	196人	316人	62.0%
12	千葉県	73人	172人	42.4%	119人	196人	60. 7%
13	東京都	374人	684人	54. 7%	477人	731人	65.3%
14	神奈川県	44人	90人	48.9%	93人	157人	59. 2%
15	新潟県	8人	35人	22.9%	18人	38人	47.4%
16	富山県	23人	42人	54.8%	24人	36人	66. 7%
17	石川県	13人	41人	31.7%	27人	53人	50.9%
18	福井県	20人	35人	57.1%	22人	37人	59.5%
19	山梨県	21人	51人	41.2%	17人	51人	33. 3%
20	長野県	60人	122人	49. 2%	66人	124人	53. 2%
21	岐阜県	60人	126人	47.6%	69人	111人	62. 2%
22	静岡県	52人	100人	52.0%	44人	74人	59.5%
23	愛知県	122人	210人	58. 1%	213人	292人	72.9%
24	三重県	75人	128人	58.6%	94人	130人	72.3%
25	滋賀県	15人	35人	42. 9%	21人	48人	43.8%
26	京都府	33人	61人	54.1%	46人	72人	63.9%
27	大阪府	166人	291人	57.0%	237人	331人	71.6%
28	兵庫県	112人	204人	54.9%	141人	206人	68.4%
29	奈良県	39人	65人	60.0%	82人	119人	68.9%
30	和歌山県	53人	84人	63.1%	28人	52人	53.8%
31	鳥取県	17人	37人	45.9%	41人	50人	82.0%
32	島根県	16人	44人	36.4%	62人	75人	82. 7%
33	岡山県	65人	90人	72. 2%	53人	74人	71.6%
34	広島県	37人	82人	45.1%	43人	66人	65. 2%
35	山口県	48人	109人	44.0%	81人	120人	67.5%

		H30年度			H25年度	
	Α	В	A/B	Α	В	A/B
36 徳島県	25人	58人	43. 1%	63人	人88	71.6%
37 香川県	35人	47人	74. 5%	52人	60人	86. 7%
38 愛媛県	35人	85人	41. 2%	44人	85人	51.8%
39 高知県	24人	49人	49.0%	38人	61人	62. 3%
40 福岡県	69人	136人	50. 7%	133人	195人	68. 2%
41 佐賀県	27人	54人	50.0%	12人	33人	36. 4%
42 長崎県	67人	138人	48. 6%	61人	121人	50. 4%
43 熊本県	31人	人08	38. 8%	23人	76人	30. 3%
44 大分県	52人	87人	59.8%	67人	104人	64. 4%
45 宮崎県	38人	74人	51.4%	45人	82人	54. 9%
46 鹿児島県	90人	160人	56. 3%	90人	160人	56. 3%
47 沖縄県	32人	93人	34.4%	40人	77人	51.9%
48 札幌市	90人	157人	57. 3%	84人	123人	68.3%
49 仙台市	14人	39人	35. 9%	46人	69人	66. 7%
50 さいたま市	28人	70人	40.0%	16人	29人	55. 2%
51 千葉市	7人	23人	30. 4%	8人	20人	40.0%
52 横浜市	65人	122人	53. 3%	34人	84人	40. 5%
53 川崎市	42人	83人	50.6%	44人	76人	57. 9%
54 相模原市	15人	31人	48. 4%	2人	8人	25.0%
55 新潟市	1人	10人	10.0%	1人	5人	20.0%
56 静岡市	6人	10人	60.0%	13人	19人	68. 4%
57 浜松市	14人	27人	51.9%	30人	43人	69.8%
58 名古屋市	67人	139人	48. 2%	76人	127人	59.8%
59 京都市	27人	62人	43.5%	48人	76人	63. 2%
60 大阪市	130人	237人	54.9%	148人	237人	62.4%
61 堺市	26人	56人	46. 4%	48人	68人	70. 6%
62 神戸市	75人	118人	63.6%	63人	96人	65. 6%
63 岡山市	17人	28人	60. 7%	49人	57人	86. 0%
64 広島市	18人	37人	48.6%	15人	26人	57. 7%
65 北九州市	68人	93人	73. 1%	62人	95人	65. 3%
66 福岡市	62人	109人	56.9%	56人	89人	62.9%
67 熊本市	27人	55人	49.1%	32人	55人	58. 2%
68 横須賀市	8人	15人	53.3%	14人	20人	70.0%
69 金沢市	13人	28人	46. 4%	10人	26人	38. 5%
合計	3,469人	6,762人	51.3%	4, 401人	7, 132人	61. 7%

## 保護者支援プログラムの例①

	プログラム名	概要	受講 対象者	プログラム 実施者	プログラムの所要時間・期間
1	ボーイズタウン・コ モンセンスペアレン ティング(BTCSP)	親と子どもの関係構築を深めながら、親が子どもを効果的に育てる方法や手順を科学的に分析し、練習を通じて身に付けていく実践的なプログラム。エビデンスベースで、アメリカの多くの州で児童虐待の予防や治療に公式に導入され、親のしつけに関する自信や子どもの良い行動変化など日本でも親だけでなく、里親、児童施設職員など広い分野で同様の効果が現れている。親が受講しやすいようにオンラインでもプログラム提供を積極的に実施している。	親・保護者	所定の講座・研 修+認定資格 (資格更新2年)	・幼児版連続講座 2時間×7セッション・学齢期連続講座 2時間×6セッション・ペアレントサポート* 2時間×週1回~月1回  *正規の連続講座を修了した親や支援者向けに行う継続的なフォローアップ。実際に生活の中で起きた子育てに関する困りごとを一つひとつプログラムに基づいて解決していく。ペアレントサポートを継続している親から支援者になるケースもあり、地域の子育てサポーターの形成にも繋がっている。
2	PCIT	親子二者の遊びを通した相互交流をマジックミラー越しに観察室から、又はビデオリンクや遠隔(オンライン)で、別室でセラピストがモニターを見ながらライブコーチングを行う。子どもとの関係を改善する子ども指向相互交流(CDI)としつけを行う親指向相互交流(PDI)の二相からなる。子どもの問題行動や親子の相互交流を客観的評価尺度で数値化し、親のスキルがマステリーに達し、子どもの問題行動スコアが基準値以下になり、親が親が子育てに自信が持てるようになれば修了。	親・養育者 +子ども	修士資格又はメ ンタルヘルスの 専門資格+臨床 経験+所定の研 修と認定資格 (PCIT International)	・1回60分(親面接10分+コーチング30〜40分+親面接10分) ・回数は決まっていないが、平均12〜17回
3	CARE	PCITをはじめエビデンスの示された治療法やプログラムの理論をベースに、子どもとよりよい関係を築く際に大切とされる養育スキルを具体的かつ体験的に習得できるように工夫されたペアレンティングプログラム。前半は子どもとのあたたかい関係形成に大切な、使いたいスキル、減らしたいスキルを中心に、後半は子どもが従いやすい効果的な指示のだしかたなどを中心に、ロールプレイやワークも行いながら学んでいく。	親・現家をもする おりまれる 大人 かんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんしん はんしょく	プログラム全体の研修等を実定を するにターションを リテータ・メリー がペルトの 資格 + 所定の また、PCIT, トリプルP等の 講歴も必要	・最短4時間前後で全プログラムを実施可能。 ただし、理解の深まりや定着度の観点から、 複数回での実施を推奨(例えば、毎週、1. 5~2時間×3~4回とし、フォローアッ プの回を含めて行うなど) *ファシリテーター資格はないが、専門家向 け研修に参加後、内容を十分に理解した上で、 3Pや3Kなどのスキルを親・養育者、職場 の同僚等に、1対1の状況で伝えることがで きる

## 保護者支援プログラムの例②

	プログラム名	概要	受講 対象者	プログラム実 施者	プログラムの所要時間・期間
4	トリプルP	認知行動療法を原則理念とした親への心理教育プログラムで、保護者は、子どもの行動の問題の要因を知る、具体的な目標を立てる、子どもの発達を促したり難しい行動に対処する方法を使う、リスクの高い状況に向けて計画するなどについてグループで様々な演習を受けた後、家庭での実践を踏まえた電話相談を経て、再びグループで集まり振り返りや話し合いを行う。	親・養育者	保健医療・教育・ 福祉等の専門職、 地域の子育て支援 事業者等への所定 の養成研修+認定 試験	・1週間毎、1回2時間のグループ学習を4回行い、15-20分の個別電話相談3回、最後のグループ学習1回の計8回
5	AF-CBT	行き過ぎたしつけや体罰、身体的虐待などの問題を抱える家族の回復を目指す心理療法プログラム。認知行動療法を中心に複数の技法や理論が組み込まれた統合的プログラムである。原則として加害を行なっている養育者とその子どもが対象。個別セッションで感情調節や思考の再構成などのスキル習得を進め、それぞれの回復を図った後、親子合同セッションで好ましいコミュニケーションの取り方などを学ぶ。養育者の暴力や威圧的な養育に対してだけでなく、子どもの情緒行動上の問題(トラウマ症状含む)にも対応しているのが特徴である。	親・養育者 +子ども	所定の研修 (3日間) に参加した者	<ul><li>・1~2週間毎に、60~90分のセッション。</li><li>・期間はケースにより様々だが、米国だと平均20セッション。</li></ul>
6	TF-CBT	トラウマフォーカスト認知療法(TF-CBT)は、PTSD 症状、うつ、行動上の問題などトラウマ体験に関連する問題を有する子どもたちに特有なニーズに対応する心理療法モデル。治療セッションは、子どもセッション、親子合同セッションから構成され、心理教育、ペアレンティングスキルやストレスマネジメントスキルの提供、感情調整、子ども自身のトラウマ体験の表現、トラウマの統制、子どもと保護者によるトラウマについての話し合いなどが含まれる。	(加害者で ない)親・ 養育者 + 子 ども	所定の研修	・症例の重症度や治療の進捗状況によって異なるが、標準は <b>12</b> セッション。
7	精研式ペアレント トレーニング	ADHDをもつ子どもの養育者向けに開発されたが、他の発達障害や児童虐待事例にも応用されている。「叱責 - 反抗」の悪循環を断ち、親子の相互交流を改善することを目的としている。子どもの行動のタイプによって注目を使い分け、主に肯定的注目を用いて対応する方法を具体的に学ぶ。親グループで、ロールプレイや宿題にも取り組み、養育スキルの獲得を目指す。	親	資格の要件に定め はないが、2日間 の養成研修の受講 を推奨	<ul> <li>・1回90分×10セッション。隔週であれば約半年かかる。</li> <li>・5~8回に短縮して実施する機関もある。</li> </ul>

## 保護者支援プログラムの例③

		トラコメ]及ノI	- <i>/ / -</i>	07 17.1	
	プログラム名	概要	受講 対象者	プログラム 実施者	プログラムの所要時間・期間
8	MY TREE ペアレン ツ・プログラム	子どものへ虐待言動を繰り返してしまう親のセルフケア力と問題解決力の回復を促し、親子関係の修復を目的としている。10人の参加者と3人の実践者でグループを構成し、「まなびのワーク」と「自分をトーク」で構成されカリキュラムを行う。	親・養育者	所定の講座・研 修+認定登録	・1週間毎に、2時間×13回。約3ヶ月。 ・その他個別の面接が3回。同窓会が1~2回 実施される。
9	COSプログラム	子どもが親との間で安全・安心できる関係(良好なアタッチメント)を育むことを目的として、親の敏感性を高める介入である。親にアタッチメントについての心理教育を行い、自分たちの相互交流を撮影したビデオを振り返って、子どもや親の気持ちを話し合う。事前のアセスメントは子どもも参加して、親子の相互交流をビデオ撮影する(セッション後半にも2回目の親子のビデオ撮影を行う)。セッションは親のみが参加し、通常は5~6人のグループで行うが、個別での実施も可能である。	親者ど互ビ影影を もくれる を と は を で で ま で で い で い か か か か か か か か か か か か か か か	所定の研修+認 定試験+スー パービジョンを 伴う実践経験に よる資格認定	・毎週、約90分のセッション×20回(5〜6人の グループで行う場合)。 ・個別の場合は、16回程度。
10	「安心の輪」子育 てプログラム	COSプログラムの簡易版として、地域で広く実践可能なプログラムである。COSのように親子のビデオ撮影を行わずに、プログラム用のDVDを活用する。DVDには、心理教育の解説、幅広い親子の映像、過去にプログラムに参加した親の体験談などが収録されている。DVDを視聴し、自らの経験を話し合うことにより、子どもに安全・安心を与えるための関わり、その実際問題やそれを乗り越えるための方法について理解を深める。	親・養育者	所定の研修 (2020年12月現 在、日本に474 名の認定ファシ リテーターがい る)	・毎週、90〜120分のセッション×8回。 ・1回〜数回といった部分的実施も可能。 ・個別から10名程度のグループで実施可能。
11	CRC親子プログラム	親子を対象とした虐待の再発防止を目的とした 心理教育プログラムである。プログ ラムは「親 時間・子ども時間」と「親子交流時間」の2部で 構成され、1組ごとの親子に行われる。「親子交 流時間」では、FAは親子と共に過ごし、親子の 関係性に直接働きかける。「親時間」ではテー マについて、親と対話をする。また、交流時間 を撮影したビデオを視聴し、子どもの理解を深 める。「アタッチメント」「バイオグラ フィー」「ソーシャルワーク」が支援の柱。 *FA CRC親子プログラムファシリテーター	親+子ど も	所定の研修 +1クール実施後 認定	・虐待行為があり家族再統合に向けての支援が必要なコース:1回2時間×12回 ・養育経験がなく親子関係が希薄で関係構築に支援が必要なコース:1回2時間×10回 *どちらも事前説明及び終了後フォローアップ 2回を含む。

## 児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況①

- 全国の125箇所の児童相談所のうち、保護者支援プログラムを実施している児童相談所は、69.6%。適用ケース数の平均値は年間13件、中央 値は5件。虐待相談に対して利用しているプログラム数の平均値は3.1プログラム、中央値は2プログラム。
- ・ 保護者支援プログラムを取り入れている児童相談所におけるプログラム実施方法は、「既存プログラム」が63.2%、「既存プログラムを参照して アレンジを加えているプログラム」が47.1%。「既存プログラム」の実施について、「児相職員が実施」している割合は52.9%、「外部機関との連携で 実施 している割合は21.8%。
- ・ 児童相談所内で利用されている場合に、既存のプログラムとして利用されているのは、「コモンセンスペアレンティング」が47.3%、「精研式ペア レントトレーニング iが27.3%、「CARE iが23.6%。

#### 表 31 保護者実施プログラム実施の有無

(回答児童相談所数: n=125)

		回答児相数	割合
保護者支援業務の一環	はい	87	69.6%
として、	いいえ	36	28.8%
保護者支援プログラム	無回答	0	0.0%
を取り入れている	無効回答	2	1.6%

#### 妻 32 保護者支援プログラム適用ケース数

	回答 児相数 (箇所)	平均値 (ケース)	中央値 (ケース)	最小値 (ケース)	最大値 (ケース)	無回答数 (箇所)
保護者支援プログラム 適用ケース数合計	76	13	5	1	160	11

#### 表 35 虐待相談に対して利用しているプログラム数

	回答 児科数 (箇所)	平均值 (アログラム)	中央値 (70794)	最小値 (ブログラム)	最大値 (アログラム)	無回答数 (資所)	無効 回答数 (簡所)
虐待相談に対して 利用している プログラム数合計	80	3.1	2	1	13	5	3

#### 表 36 プログラムの実施方法内訳

(保護者支援プログラムを取り入れている児童相談所:n=87)

		児相職員 が実施	割合	外部機関 との連携 で実施	割合	いずれか の方法で 実施	割合
	i 既存プログラム	46	52.9%	19	21.8%	55	63.2%
プログラム実施 方法内訳	ii 既存プログラムを参 照して、アレンジを加 えているプログラム	41	47.1%	2	2.3%	41	47.1%
(複数回答: 回答児相數)	iii既存プログラムを参 照せず、相談所で独自 開発したプログラム	9	10.3%	0	0.0%	9	10.3%
	ivその他	8	9.2%	2	2.3%	10	11.5%
	上記いずれにも無回答	5	5.7%	_	_	_	_

#### 表 37 利用している既存プログラムの種類別内訳

(既存プログラムを実施している児童相談所: n=55)

		児相内部で 利用	割合	外部機関と の連携で 利用	割合
	1. コモンセンスペアレン ティング (CSP)	26	47.3%	5	9.19
	2. PCIT	11	20.0%	5	9.19
	3. CARE	13	23.6%	2	3.69
	4. トリプル P	0	0.0%	2	3.69
	5. AF-CBT	8	14.5%	2	3.69
	6. TF-CBT	11	20.0%	2	3.69
	7. 精研式ペアレントトレ ーニング	15	27.3%	4	7.39
	8. MY TREE ペアレン ツ・プログラム	1	1.8%	5	9.19
利用している プログラム (複数回答:	9. COS プログラム (the Circle of Security Program)	0	0.0%	1	1.89
回答児相数)	10. COS-P プログラム (the Circle of Security Parenting Program)	0	0.0%	1	1.89
	11. CRC 親子プログラム	0	0.0%	3	5.59
	12. 男親塾	1	1.8%	2	3.69
	13. ケアリングダッド	0	0.0%	0	0.09
	14. ソマティックエクス ペリエンス	0	0.0%	0	0.0
	15. Positive Discipline	0	0.0%	0	0.0
	16. Nobody's Perfect	0 :	0.0%	0 :	0.0
	17. SMILE	0	0.0%	0	0.0
	18. その他	17	30.9%	5	9.1
	無回答	1	1.8%	_	_

## 児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況②

既存プログラムをそのまま使わず、参照している場合の理由としては、「プログラムの回数を減らすため」が75,6%、「ケースと適切にマッチングする既存プログラムがないため」が53.7%、「参加中のプログラムの途中離脱を防ぐため」が48.8%であり、一定程度途中離脱を防ぐためにプログラムの回数を減らしている現状があるものと推察される。

- 外部機関の協力により実施しているプログラムがある児相は26.4%、ない児相は70.1%。
- 外部機関に協力を求めている理由としては、「児童相談所よりも良い関係の下で保護者にプログラムを受講させるため」が69.6%、「児童相談所職員の 業務時間をプログラム実施に割けないため」が56.5%、「児童相談所内にプログラムを実施できる職員がいないため」が34.8%。
- 〇 実施しているプログラムの課題としては、「業務量に対して職員数が不足している」が67.8%、「プログラムを実施できる資格をもった職員がいない」が40.2%、「プログラムの回数が多い」が39.1%。
- 過去にプログラム導入を断念、もしくは運営を中止した理由として多かったのは、「業務量に対して職員数が不足している」が42.5%、「プログラムを実施できる資格を持った職員がいない」が39.1%、「参加者のプログラム途中離脱率が高い」及び「プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない」が23.0%。

#### 表 41 プログラムを参照してアレンジを加えている理由

(既存プログラムを参照したプログラムを利用している児童相談所:n=41)

		回答児相数	割合
	参加者のプログラム 途中離脱を防ぐため	20	48.8%
	1回のプログラムの時 間を短縮するため	14	34.1%
	プログラムの回激を 減らすため	31	75.6%
	少ない職員数で実施 するため	10	24.4%
アレンジを加えて いる理由	既存プログラムを実 施できる資格を持っ た職員がいないため	11	26.8%
(複数回答)	読存プログラムは実 施費用が高いため	3	7.3%
	既存プログラムは参 加者負担費用が高い ため	2	4.9%
	ケースと適切にマッ チングする既存プロ グラムがないため	22	53.7%
	その他	0	0.0%
	無回答	0.0	0.0%

#### 表 42 外部機関の協力により実施しているプログラムの有無

(保護者支援プログラムを取り入れている児童相談所:n=87)

		回答児相数	割合
外部機関の協力により	はい	23	26.4%
実施している保護者支	いいえ	61	70.1%
接プログラムがある	無回答	3	3.4%

#### 表 45 実施しているプログラムの課題

(保護者支援プログラムを取り入れている児童相談所:n=87)

		回答児相敦	制合
	参加者のプログラム途中離脱率が高い	25	28.7%
	1回のプログラムの時間が長い	14	16.1%
	プログラムの回数が多い	34	39.1%
	業務量に対して職員数が不足している	59	67.8%
プログラムの	プログラムを実施できる資格を持った職員がいない	35	40.2%
\$5.00	実施費用が高い	7	8.0%
(複数回答)	参加者負担費用が高い	0	0.0%
	ケースと適切にマッチングされていない	19	21.8%
	プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない	26	29.9%
	その他	17	19.5%
	無回答	1	1.1%

#### 表 46 過去にプログラム導入を断念・運営を中止した理由

(保護者支援プログラムを取り入れている児童相談所: n=87)

		回答児相敷	割合
	参加者のプログラム 途中離脱率が高い	20	23.0%
	1回のプログラムの時間が長い	7	8.0%
	プログラムの回数が多い	23	26.4%
プログラムの	業務量に対して職員数が不足している	37	42.5%
導入断念・ 運営中止の	プログラムを実施できる資格を持った職員がいない	34	39.1%
理由 (複歌回答)	実施費用が高い	6	6.9%
	参加者負担費用が高い	2	2.3%
	ケースと適切にマッチングされていない	19	21.8%
	プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない	20	23.0%
	その他	11	12.6%
	無回答	21	24.1%

#### 表 44 外部機関に協力を求めている理由

(外部機関の協力により実施しているプログラムがある児童相談所:n=23)

		回答児相数	割合
外部機関に	見相よりも良い関係の下で保護者にプログラムを受講 させるため	16	69.6%
協力を求めて	見相内にプログラムを実施できる職員がいないため	8	34.8%
いる理由	見相職員の業務時間をプログラム実施に割けないため	13	56.5%
(複数回答)	その他	2	8.7%
	無回答	0	0.0%

## 保護者支援プログラムの活用促進に関する現状の国の取組

- 国としては、以下の取組により、保護者支援プログラムの普及に努めている。
  - ・児童心理司が行う心理療法等に加え、保護者支援プログラムの実施も含めたカウンセリングについて、外部の 精神科医等の協力を得て保護者への支援・指導実施を実施する場合や外部委託を行う場合の費用への補助
    - ※ 平成29年度は、69自治体中60自治体で同事業が実施され、特に民間団体も活用して保護者支援プログラム等を実施したのは、69自治体中12自治体)
  - 保護者支援のためのプログラム活用ハンドブックの作成(平成24·25年度厚生労働科学研究)
    - ※ 諸外国又は日本で開発され、実際に現場で取り組まれているプログラムを紹介
  - ・ 効果的な実施に向けたマニュアルの作成(平成29年度調査研究事業)
    - ※ 児童相談所における支援プロセスの各局面で、保護者支援プログラム実施にあたり注意すべきことをチェック項目として整理。
  - ・ 保護者支援プログラムの導入・実施のガイドラインの作成(令和元年度調査研究事業)
    - ※ 児童相談所の児童心理司による保護者支援プログラムの導入・実施のため、プログラムの一覧等を記載。

## 保護者指導・カウンセリング強化事業【拡充】

概要

【令和2年度予算】183億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

○ 3月の関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、保護者支援プログラムを実施する場合の 支援を拡充することとしている。また、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組むこととしている。

「児童虐待防止対策の抜本的強化について(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)(抜粋)

- 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- (7)関係機関間の連携強化等
  - ④ 保護者支援プログラムの推進
    - ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、<u>専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する</u>。さらに、<u>保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り</u>組む。
- また、児童福祉法改正法の附帯決議においても、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること及び児童虐待の発見のために医師等の養成に努めることと明記されたことから、地方自治体が実施する医師等向けの研修に対しての補助の拡充を行い、連携体制を構築するとともに、研修機会の確保等を図る必要がある。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院)十六 虐待の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、<u>必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、</u> <u>プログラムの実施を推進する</u>こと。

(参議院)十八 児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、<u>既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ</u>、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念頭に、<u>個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの</u>開発及び<u>実施を推進する</u>こと。

#### 拡充内容

· 児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携して取り組みが推進されるよう、補 助メニューを見直すとともに、児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援に係る補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1児童相談所当たり

4	- 映】・ル重伯畝が当たり						
	令和元年度				令和 2 年度概算要求		
①保護者指導支援カウンセリング事業					①保護者指導支援員の配置	3, 528, 000円	拡充
	カウンセリング等を実施する場合(措置解除後を除く。)	887, 000円	Н		②保護者指導支援カウンセリング事業	11, 707, 000円	統合
	措置解除後にカウンセリング等を実施する場合	887, 000円		Ш	③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業	300,000円	創設
	保護者指導支援員を配置する場合	2,641,000円	μ	Ш			
23	家族療法事業	1, 968, 000円		Ш			
3	コッミローグロープもい コット・ハフ 事業	2 600 0000					

【補助率】 国:1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市:1/2

### 児童福祉法第28条に規定する家庭裁判所から都道府県への保護者指導勧告の件数

(件)

	平成29年 平成30年(※) 令和元年					平成30年(※)								
	認容件数	うち28条 6項に基 づく勧告 (承認の審 判時の勧 告)	既済 件数	うち28条 4項に基 づく勧告 (審判前 の勧告)	認容件数	うち28条 6項に基 づく勧告 承認の審 判時の勧 告)	却下 件数	うち28条 7項に基 づく勧告 (却下の審 判時の勧 告)	既済 件数	うち28条 4項に基 づく勧告 (審判前 の勧告)	認容件数	うち28条 6項に基 づく勧告 承認の審 判時の勧 告)	却下 件数	うち28条 7項に基 づく勧下の審 判時の勧 告)
児童 福祉 法28 条1項 事件	207	30	347 (246)	(1)	266	26	7 (2)	(0)	434	12	338	23	23	7
児童 福祉 法28 条2項 事件	145	6	156 (126)	(1)	139	11	2 (0)	(0)	112	0	100	6	1	0

【出典:司法統計・最高裁判所事務総局家庭局による実情調査】

- それぞれ各年の1月1日から12月31日の件数を計上。
- 〇 28条1項事件とは児童福祉法第28条第1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、28条2項事件とは児童福 ・ 祉法第28条第2項ただし書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件をいう。
- (※) 児童福祉法第28条第4項及び同条第7項に基づく保護者指導勧告は、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の 一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)の施行日(平成30年4月2日)から平成30年12月31日までの件数。括弧内は、 4月2日から12月31日までの件数。

## 裁判所の保護者指導勧告による保護者の態度や指導後の行動変化等について (実態把握調査より抜粋)

- ◇ 家庭裁判所の保護者指導勧告は、例は少ないものの、効果が見られた児相と見られなかった児相が同数程度だった。
- 〉 効果が見られた例としては、保護者の納得感が増す等の意見があった。
- 平成30年度及び令和元年度に裁判所から保護者指導勧告が出されたケースについて、具体的な指導に対する保護者の態度 や指導後の行動変化等

回答種別	回答数	主な回答内容
勧告が出された事 例なし	199	
勧告を経て効果 が見られた例	11児童相談所	<ul> <li>・28条申立をしていたが、保護者との話合いで理解が進み、児童相談所の指導の下家庭復帰に向けたプログラムを受けるよう勧告が出された。</li> <li>・保護者も児童福祉士も指導方針が明確になることで、保護者は納得しやすくなるし、児童福祉司にとっては指導がやりやすくなる。</li> <li>・28条措置の施設入所承認審判時に、保護者指導勧告が出された。勧告に基づく指導に従い保護者の改善すべき点を明確にしたので、保護者も児童を家庭引取りするために指導にのってきた。</li> <li>・実母は強い拒否感から区役所、児相、学校等社会資源との繋がりも断っており、児童の社会生活が脅かされていたため28条申立にて児童養護施設入所となるが、審判後勧告として、児童相談所との話し合いに応じること、児童相談所主導のもと面会交流に応じること等の勧告が示された。実母は児童相談所からの提案に応じる姿勢を見せ、面会交流プログラムに則り、子ども達との面会に臨んでいる。</li> <li>・指導後の行動変容には至らないが、児童相談所の意見に耳を傾けることができている。</li> <li>・当初の指示によりプログラムを受講し、親子の面会交流に向けて指導中である。</li> <li>・審判前の指導勧告に関して、裁判所からの勧告が出たということで、保護者は、事実を一部争いながらも児童相談所の指導に従おうとする姿勢が見られた。</li> </ul>
勧告を経て効果 が見られなかっ た例	9児童相談所	<ul> <li>・大きな変化はなく、当所から話合いの呼びかけをしたが保護者が応じず、家族再統合に向けた話し合いは進んでいない。</li> <li>・すでに指導している内容と大差なかったので、保護者は内容については理解した。指導を受けての行動変化はあまりない。</li> <li>・勧告の中で保護者は児童相談所の評価や事実認識に耳を傾けるよう促されたが、行動変化はない。</li> <li>・指導勧告自体が、保護者に何かをさせる(命令する)形ではなく、児童相談所が保護者に指導するという内容のため、保護者に特に変化は無かった。</li> <li>・28条の審判に併せて、児童相談所の指導に服するように保護者指導勧告が出されたたが、保護者の態度や行動変化は全く見られない。</li> <li>・精神疾患があり、裁判所にも反発的な態度であった母に勧告が出されたが、勧告に従うこともなく勧告が出された後も当所との連絡に応じないなど対立的関係が継続している。</li> </ul>

# 裁判所の保護者指導勧告の活用における課題について (実態把握調査より抜粋)

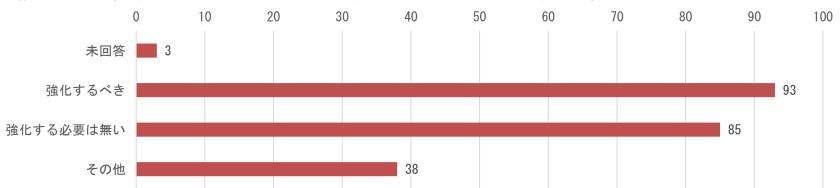
### ○ 裁判所の勧告の活用における課題等について、具体的な意見(主なもの)

報告事例の有無		主な回答内容
報告事例があった 児童相談所	勧告を経て効果 が見られた例を 挙げた 児童相談所	・家庭裁判所の勧告に対して、保護者が都合の良いように理解する事例が見られる ・28条の申立てを前提としているため、施設入所要件が整わないと使えない ・児童相談所としては、「裁判所からも児相に勧告が出されている」と指導するが、保護者に直接勧告されている訳ではないので、ケースによっては実効性に欠ける ・虐待を認めるのに非常に抵抗感があった保護者に対し1ヶ月以内に面会交流まで進める等、児童相談所の方針とは異なる内容の勧告を出され、勧告を拒むなら申立却下を示唆されたため、従わざるを得なかった事案があった。そういった場合は、家庭引取後も試験観察期間を設ける等、家庭裁判所の関与を続けるべきではないか ・審判前の指導勧告について、現在の運用では指導期間は2か月程度であるが、少なくとも3か月程度は指導期間をとった方が指導の効果を的確に見極めることができると考える ・現行の児福法28条の審理を利用した制度は、親子分離を求めながら在宅指導を求めるものであるため、非常に使いにくい制度になっている
	勧告を経て効果が 見られなかった例 を挙げた児童相談 所	め、保護者の態度や指導後の行動変化に効果がないのではないか
報告事例がなかった児童相談所		・家庭裁判所から直接保護者に勧告を出すことになっていないため効果が期待できない ・効果がよくわからない、勧告の効果が感じられない ・児童相談所と保護者間で決裂し審査に至っているため、児童相談所から指導を行うのは現実的ではない ・勧告時には有効だが、その後のケースワークの中で形骸化してしまう ・勧告に罰則が伴わず、実効性が担保されない ・家庭裁判所が保護者の理解を深めたり指導により関与する方策があるとよい

## 保護者指導への司法関与の強化について (実態把握調査より抜粋)

- ◇ 保護者指導に関する裁判所の関与については、「現行の勧告制度に加えてさらに関与を強化すべき」との意見と、 「強化する必要は無い」との意見が同数程度だった。
- ◇ 強化すべき理由として「裁判所の命令の方が保護者が受け入れやすい」等が挙げられた一方で、強化する必要は無い理由として「児相の予期しない命令がなされた場合、その後のケースワークがたちゆかなくなる」等が挙げられた。

### 〇 保護者への指導に関し、現行の裁判所の勧告制度に加え、さらに裁判所の関与を強化すべきか



#### 〇 上記の各選択肢の具体的な理由

選択肢	回答数	主な回答内容
強化するべき	93 (42%)	<ul> <li>保護者として第三者である家庭裁判所からの命令の方が受け入れやすいのではないか</li> <li>裁判所から直接保護者に児相の指導を受けるよう勧告してもらいたい</li> <li>保護者指導勧告に基づく指導に保護者が従わない場合、家庭裁判所から保護者に対して児相の対応に応じるよう指導してほしい</li> <li>家庭裁判所から保護者に直接勧告ができることに加え、保護者に義務を付すなど勧告の実効性の担保がほしい</li> </ul>
強化する必要は無い	85 (39%)	・児童相談所の予期しない内容の命令がなされた場合、その後のケースワークがたちゆかなくなる ・現行の手続で特に不都合が生じていない ・家庭裁判所が関与したからといって保護者が従うとは限らない
その他	38 (17%)	・経験がなくどちらともいえない ・内容によって、強化が必要である場合と必要でない場合があり、一概に言えない ・現在の家庭裁判所が児童福祉に必ずしも精通しているとは言えず、適切な関与が可能なのか判断できない ・現行のままで良い